

令和2年度7月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時	令和2年7月17日 午前9時30分～10時30分		
開催場所	所沢市役所大会議室		
議案	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第2号 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について		
出席委員	1番 池田 正巳	2番 二上 英一	3番 内野 喜昭
	4番 池田 稔	5番 木下 信夫	6番 斉藤 博之
	7番 川口 浩	8番 西海 静夫	9番 山田 茂美
	10番 野村 與志次	11番 石井 進	12番 田中 唯喜
	13番 本橋 与志喜	15番 小林 澄子	17番 町田 健
欠席委員	14番 新井 祥穂	16番 福原 浩昭	

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号3番 内野喜昭委員、4番 池田稔委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字霞ヶ台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,057平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買

による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は北原町及び糺谷です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて2, 192平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は大字南永井字大帖です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1, 013平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号4番、所在地は大字南永井字大帖の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1, 078平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上の4件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号4番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： 申請番号4番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番から5番については関連しますので併せて御説明いたします。所在地は5件すべて大字北岩岡字宮原です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は申請番号1番から5番の8筆合わせて15,910平方メートルの内12,674.74平方メートルです。面積の内訳、受人、渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定です。権利事由は地上権の設定です。

以上です。

議長： 申請番号1番から5番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号1番から5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番から5番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号1番から5番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： 申請番号1番から5番については、全会一致により許可とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字北岩岡字宮原の8筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は8筆合わせて15,910平方メートルの内88.07平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は営農型太陽光発電施設です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地に営農型太陽光発電施設を設置するもので、3年間の一時転用です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 太陽光パネルの下でブドウは育つのでしょうか。

事務局： 知見者から問題ないとの意見が添付されております。

委員： 太陽光パネルの透過率はどれくらいですか。

事務局： 申請人に確認したところ、太陽光パネル透過率は計算上0%としており、パネルとパネルの間の空間を広くし、40%以上の遮光率を確保しているとのことです。

委員： 新たに電柱を設置するのでしょうか。

事務局： 申請地内は、送電柱を1本設置します。申請地外については、隣接地に住宅があり既に東京電力の電柱が設置されていることから、いまのところ新たに電柱を設置する予定はないと聞いております。

議長： ほかに意見、質問はありますか。

ないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字飛鳥野です。現況地目は畑で、面積は1,320平方メートルの内892平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間

は令和2年8月1日から令和7年7月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南一本木の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,898平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年8月1日から令和4年7月31日までの2年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は西狭山ヶ丘二丁目の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,890平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年8月1日から令和7年7月31日までの5年間です。

以上の3件です。

議長： それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 申請地への進入路はどこですか。

事務局： 申請地の西側になります。この土地は渡人の所有地のため、両者で使われます。

議長： ほかに意見、質問はありますか。

ないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号3番については、全会一致により決定とします。

5 報告事項について

議長：報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局：報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、2件の証明をしました。

「報告事項6 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

議長：以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。